

第60期

定期株主総会 招集ご通知



開催日時 2024年9月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社 2階会議室

議決権行使期限

2024年9月25日（水曜日）
午後5時30分まで

一正蒲鉾株式会社

証券コード：2904

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

株主の皆さまへのお願い

- 議決権につきましては、当日のご出席に変えて、同封の議決権行使書面又はインターネットにより事前に行使いただくことが可能です。
- ご出席される株主の皆さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご挨拶

株主の皆さんには、平素より格別のご高配を賜り、
厚く御礼申しあげます。

ここに、第60期定時株主総会の招集ご通知をお届けし、議案の内容及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

当期（2023年7月1日～2024年6月30日）は、2023年3月に竣工したカニかまの専用工場である本社第二工場が通年に渡り稼働したことにより、市場シェアを拡大するとともに収益性を高めました。

また、原材料の高騰が一服したことに加え、販売数量が回復傾向にあり、前期の価格改定も寄与したことから、今期の業績は増収増益での着地となりました。

当社グループは、2045年度のありたい姿を描いた「ICHIMASA30ビジョン」に基づき、バックキャスティング思考での長期成長戦略に取り組んでいます（17頁ご参照）。

来期（2024年7月1日～2025年6月30日）は、ICHIMASA30ビジョン First Stage の後半、2021-2025年度第二次中期経営計画の4年目となり、残すところ2年弱となりました。2026年度から始まる10か年計画Second Stage 「成長の10年」へ向けた基盤固めの期間として、国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤の確立に当社グループ一丸となって取り組んでまいります。

引き続き、株主の皆さまの一層のご支援ご鞭撻をお願い申しあげます。

代表取締役 社長執行役員
野崎 正博



社是

人生はやまびこである

「正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、私たちは「誠実」「謙虚」「感謝」の心ですべての方々に幸せと喜びをお届けします。

経営理念

安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、愛され、感動される商品・サービスを提供することで、社会になくてはならない企業として貢献します。

— ICHIMASA30ビジョン —

“安全・安心”に“健康・環境”と
“心の豊かさ”をプラスして世界中に
日本の“食”で貢献するグローバル企業

常に技術を探求し、未来に向けて
あらゆる“食”的情報を発信する
食品バイオ企業

あらゆるステーキホルダーの皆さんに
“食”を中心に“幸せ”と“喜び”を
お届けするあたたかい企業

株 主 各 位

証券コード 2904
2024年9月5日
(電子提供措置の開始日2024年8月29日)

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役 社長執行役員 野崎正博

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第60期定時株主総会招集ご通知」及び「第60期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corporate.ichimasa.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面又はインターネットにより議決権行使することができるので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、4頁から5頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年9月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年9月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 新潟市東区津島屋七丁目77番地

一正蒲鉾株式会社 本社 2階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 第60期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第60期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

○書面交付請求をいただいている株主さまには、株主総会参考書類と事業報告の一部を送付しております。

○書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・事業報告の会社の体制及び方針
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

○本招集ご通知並びに株主総会参考書類の英訳を当社ウェブサイトに掲載しております。

○本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

英訳（English）
ウェブサイト

<https://corporate.ichimasa.co.jp/en/ir/stock/meeting/>



議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法があります。

議決権行使書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使される場合



議決権行使書面(郵送)により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2024年9月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

行使
期限

2024年9月25日（水曜日）
午後5時30分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



開催
日時

2024年9月26日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催
場所

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書面右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

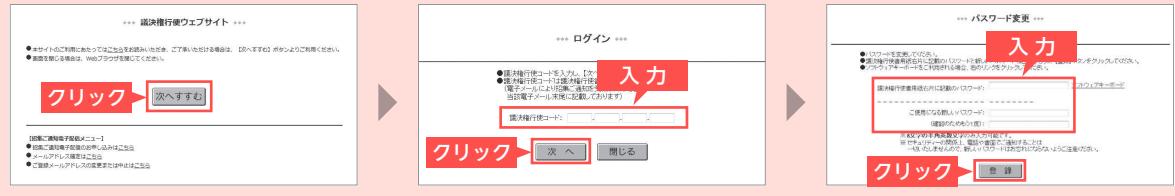


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容の修正を行いたい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法で修正いただきますようお願い申しあげます。
- 議決権行使書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるもの有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ 0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、1株につき**12円**の配当いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

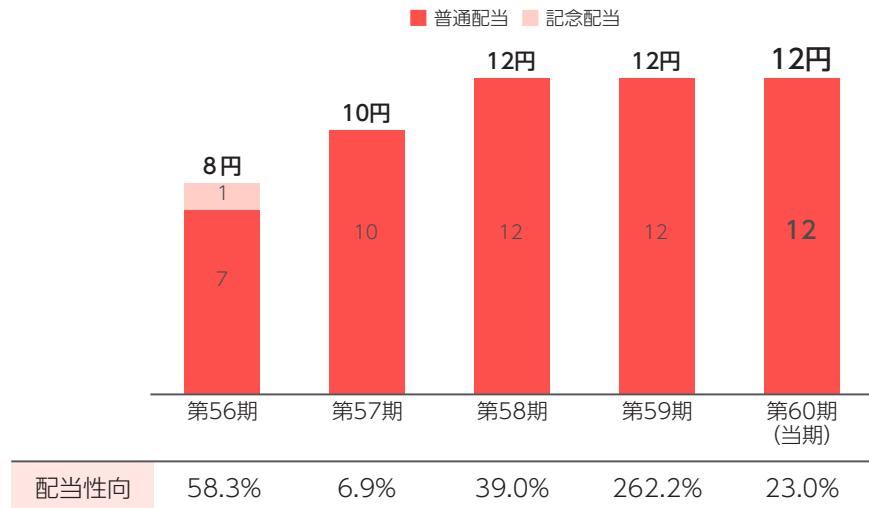
(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき**金12円00銭 総額222,298,944円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月27日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移/連結配当性向



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1 再任	野崎 正博 のざき まさひろ (男性) (満66歳)	代表取締役社長執行役員 株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長	12回/12回 (100%)
2 再任	後藤 昌幸 ごとう まさゆき (男性) (満65歳)	取締役常務執行役員生産本部長	12回/12回 (100%)
3 再任	小柳 啓一 おやなぎ けいいち (男性) (満63歳)	取締役常務執行役員営業本部長	12回/12回 (100%)
4 再任	高島 正樹 たかしま まさき (男性) (満64歳)	取締役常務執行役員経営管理副本部長 兼経営企画部長	12回/12回 (100%)
5 再任 社外 独立	中山 正子 なかやま まさこ (女性) (満54歳)	取締役 株式会社キタック代表取締役社長 株式会社BSNメディアホールディングス社外取締役	11回/12回 (91.7%)
再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者
		独立	独立役員候補者

1 の 野 崎 正 博

(1958年2月5日生 満66歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
1991年9月 取締役営業部長
1997年9月 常務取締役営業本部長

1999年9月 代表取締役社長
2021年9月 代表取締役社長執行役員（現任）

■所有する当社株式の数

523,120株

■取締役在任期間

33年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

■特別の利害関係

なし

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始め様々な部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 後 藤 昌 幸

(1958年10月26日生 満65歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年11月 当社入社
2013年9月 取締役生産統括部長
2019年9月 常務取締役

2021年9月 取締役常務執行役員生産技術本部長
2022年6月 取締役常務執行役員生産本部長（現任）

■所有する当社株式の数

7,000株

■取締役在任期間

11年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

—

■特別の利害関係

なし

■取締役候補者とした理由

生産分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 小柳啓一

(1961年2月7日生 満63歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 当社入社

2020年 9月 常務取締役営業本部長

2016年 9月 取締役営業統括部長兼東京支店長

2021年 9月 取締役常務執行役員営業本部長（現任）

■所有する当社株式の数

4,000株

■重要な兼職の状況

—

■取締役在任期間

8年（本総会終結時）

■特別の利害関係

なし

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 高島正樹

(1960年5月20日生 満64歳)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2016年 7月 当社入社

2021年 9月 取締役常務執行役員経営管理副本部長

2017年 9月 取締役経営企画部長

兼経営企画部長（現任）

■所有する当社株式の数

1,300株

■重要な兼職の状況

—

■取締役在任期間

7年（本総会終結時）

■特別の利害関係

なし

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

なか
中 山 正 子

(1969年11月27日生 満54歳)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年 5月 株式会社キタック入社	2015年 1月 同社専務取締役
2009年 1月 同社取締役兼CGソリューションセ ンター長	2017年 1月 同社代表取締役社長（現任）
2013年 1月 同社常務取締役	2021年 9月 当社取締役（現任） 2024年 6月 株式会社BSNメディアホールディング ス社外取締役（現任）

■所有する当社株式の数

一株

■社外取締役在任期間

3年（本総会終結時）

■重要な兼職の状況

株式会社キタック代表取締役社長

株式会社BSNメディアホールディングス社外取締役

■特別の利害関係

なし

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社キタックの代表取締役社長として会社経営の知識と経験を有し、当社において職務・役割を公正な立場から適切に遂行していただいている、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 中山正子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ています。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
2. 当社は、中山正子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。責任限定契約の内容の概要は25頁に記載のとおりとなります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は25頁に記載のとおりとなります。各取締役候補者が選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

(ご参考)

当社は、「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」、「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」を次のとおり定め、各取締役（候補者を含む）の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスは以下の表のとおりとなります。

「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」

当社は、代表取締役の選定・解職、取締役の選任・解任及び取締役候補の指名に当たっては、取締役選解任基準に基づき、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定します。

社外取締役候補の指名に当たっては、社外取締役選任基準に基づき、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加えて、当社が定める独立性判断基準を満たす者とし、独立社外取締役3分の1以上を、独立社外役員会に諮問しその答申を得て、取締役会で決定します。

「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」

取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野の構成バランスと女性や国際性の面を含む多様性に配慮するとともに、取締役は定款上の15名以下（うち監査等委員は5名以下）とし、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数で構成します。社外取締役（監査等委員を含む）は、会社経営、財務・会計、法務等の分野での多様な専門性を有する人財を選任するなどして、経営監督の立場である社外取締役の知識・経験のバランスに十分配慮します。その際、他社での経営経験を有する者を1名以上選任します。監査等委員には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任します。

取締役のスキルマトリックス

氏名		社内取締役（候補者を含む）が 経験（管掌役員を含む）を有する分野									当社が社外取締役 (候補者を含む)に 特に期待する分野		
		企業経営	経営戦略	営業 マーケティング	製造 技術研究	商品開発	E S G	法務 リスク管理	人事 人財開発	財務会計 税務	企業経営	法務 リスク管理	財務会計 税務
監査等委員でない取締役	野崎正博（再任）	●	●	●			●						
	後藤昌幸（再任）				●	●							
	小柳啓一（再任）			●		●							
	高島正樹（再任）		●				●	●	●	●			
	中山正子（再任・社外）										●		
監査等委員である取締役	高山佳代子				●		●						
	吉田至夫（社外）										●		
	阿部和人（社外）											●	
	三部正歳（社外）											●	

スキル	当社のスキルの考え方
企業経営	会社組織として掲げる戦略的方針や方向性などを判断するのに必要なスキル
経営戦略	企業価値向上に向け、中長期的な成長戦略を策定し遂行するために必要なスキル
営業・マーケティング	市場の需要を理解し、自社商品を効率よく販売して利益を得るために必要なスキル
製造・技術研究	中長期的な視点で、新たな食の可能性を追求し、技術のイノベーションを実現するために必要なスキル
商品開発	市場の需要を理解し、安全・安心でお客様に愛される商品づくりに必要となるスキル
ESG	社会・環境・ガバナンスの課題を見据え、持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上を両立するために必要なスキル
法務・リスク管理	事業活動における適切なガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの実践に必要なスキル
人事・人財開発	人財戦略を策定し、成長の源泉である「人」に投資を行うなど、企業の持続的成長を担保するために必要なスキル
財務会計・税務	経営の根幹を支える財務基盤の強靭化、企業価値向上に向けた成長投資を実現するために必要なスキル

「独立性判断基準」

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のとおり定め、該当する場合は、独立性がないと判断しています。

1. 当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2. 当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3. 当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4. 当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の2%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5. 過去3年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6. 当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7. 当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8. 当社の取締役に就任してから8年を超える者

以上

1. 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したことにより行動制限や入国制限が大きく緩和され、インバウンド需要の拡大等を背景に回復の動きがみられました。また、3月には日銀が金融政策決定会合で、賃金の上昇を伴う2%の物価安定目標の実現が見通せる状況になったとして、「マイナス金利政策」を解除するなど、デフレからの脱却や景気回復に向け、日本の金融政策は大きな転換点をむかえています。しかしながら、ウクライナ情勢やイスラエル・ガザ情勢等、緊迫した世界情勢、中国経済の先行き懸念といった海外景気の下振れリスクや円安等の影響により、電気ガス等エネルギー価格など多くのコストが高止まりしています。これら物価等の上昇スピードに賃金上昇が追いついていないことから実質賃金の減少が継続し、消費者の生活防衛意識は今まで以上に強まっており、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）を目指し、2021年7月から2026年6月までの第二次中期経営計画の3年目を終え、引き続き“国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する。”を基本方針として経営課題に取り組んでいます。

また、地球環境の維持は企業活動の持続的な成長・発展のためには不可欠であり、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、当社グループもステークホルダーの皆さまと協働しながらサステナブルな課題の解決に取り組んでいます。

以上により、当連結会計年度の売上高は344億87百万円（前連結会計年度比16億73百万円（5.1%）の増加）、営業利益は12億71百万円（前連結会計年度比14億64百万円の増加）、経常利益は12億47百万円（前連結会計年度比13億93百万円の増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は9億57百万円（前連結会計年度比8億73百万円（1,038.2%）の増加）となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
344億87百万円	12億71百万円	12億47百万円	9億57百万円
前連結会計年度比 16億73百万円増 (5.1%増)	前連結会計年度比 14億64百万円増	前連結会計年度比 13億93百万円増	前連結会計年度比 8億73百万円増 (1,038.2%増)

当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりです。

① 水産練製品・惣菜事業

- ① 水産練製品の製造販売
- ② 各種惣菜の製造販売
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

売上は、2022年9月1日及び2023年3月1日納品分よりお取引先さまのご理解、ご協力のもと価格改定を行った結果、売価が上昇し前年を上回りました。また、スティックタイプのカニかまやはんぺんは前年の販売数量を上回りました。また、おせち商品は前年と同水準の売上となりました。

利益は、油脂類、包装資材といった様々なコストが上昇している一方で、主原料であるすり身の価格の上昇が一服し、2023年4月より主力商品のカニ風味かまぼこ専用工場である本社第二工場の稼働で、生産効率が向上したことや電気料金が想定を当初の想定を下回ったため前年を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は303億4百万円（前連結会計年度比6.5%の増加）、営業利益は13億9百万円（前連結会計年度は2億88百万円の営業損失）となりました。

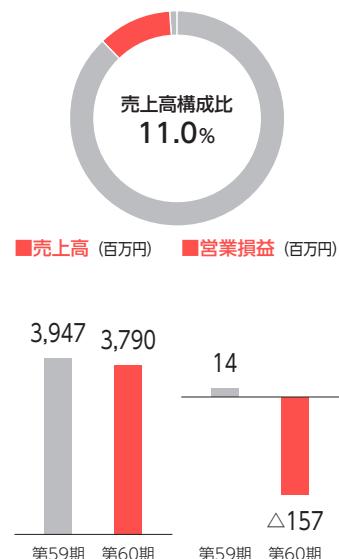
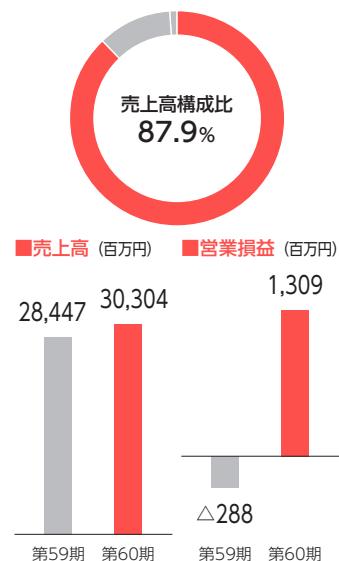
② きのこ事業

- ① きのこの生産販売
- ② 前号に附帯する一切の業務

売上は、ビタミンDを強化した商品のリニューアルや大容量商品の提案による販売強化を行ってきましたが、昨夏の酷暑や暖冬も影響し、数量が伸び悩んだことにより前年を下回りました。

利益は、生産の効率化やコスト削減などを実施してきましたが、気候条件が悪いなか、需要喚起不足による売上高減少並びに原材料や労務費増加により前年を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は37億90百万円（前連結会計年度比4.0%の減少）、営業損失は1億57百万円（前連結会計年度は14百万円の営業利益）となりました。



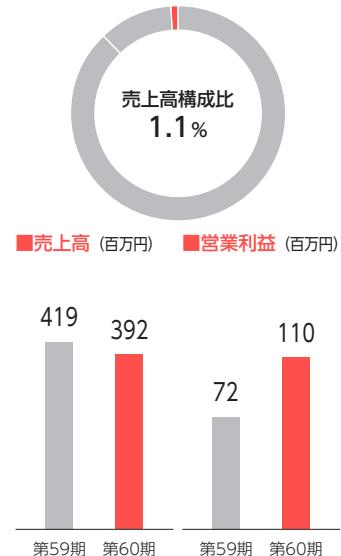
③ その他

- ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- ② 倉庫業
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

運送事業は、営業強化の推進により主要顧客の取扱数量の増加がみられたものの、主に輸入青果物の定期輸送便の一部終了により売上は前年を下回り、利益も主に売上の減少により前年を下回りました。

倉庫事業は、上期中に庫腹の逼迫した状況はあったものの、年度を通じては、前年を上回る入庫数量を確保し、また、収益性改善に向けた倉庫の効率化やコスト上昇分に応じた料金改定を実施した結果、売上・利益ともに前年を上回りました。

以上の結果、その他の売上高は3億92百万円（前連結会計年度比6.5%の減少）、営業利益は1億10百万円（前連結会計年度比38百万円の増加）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は20億69百万円であり、その主なものは次のとおりです。

- 本社工場の水産練製品製造設備
- 聖籠工場の水産練製品製造設備
- 栽培センターのきのこ生産設備

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しています。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第56期 (2020年6月期)	第57期 (2021年6月期)	第58期 (2022年6月期)	第59期 (2023年6月期)	第60期 (2024年6月期)
売上高	36,047百万円	34,689百万円	31,636百万円	32,814百万円	34,487百万円
営業利益又は営業損失(△)	1,888百万円	1,735百万円	545百万円	△193百万円	1,271百万円
経常利益又は経常損失(△)	1,867百万円	1,806百万円	623百万円	△146百万円	1,247百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	252百万円	2,683百万円	565百万円	84百万円	957百万円
1株当たり当期純利益	13.72円	145.62円	30.73円	4.58円	52.10円
総資産額	22,053百万円	22,216百万円	25,296百万円	30,678百万円	31,392百万円
純資産額	11,174百万円	13,585百万円	13,862百万円	13,579百万円	14,504百万円

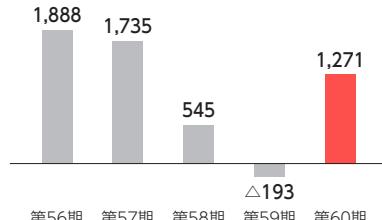
(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第58期の期首から適用しています。

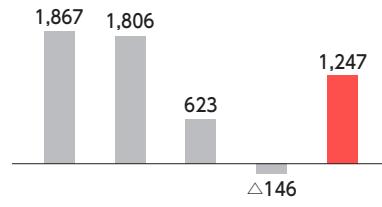
売上高 (百万円)



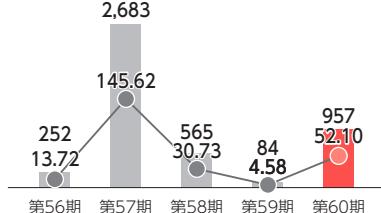
営業利益又は営業損失(△) (百万円)



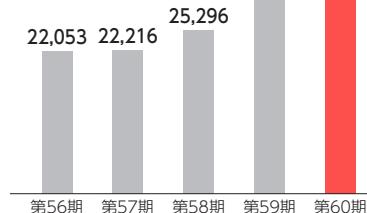
経常利益又は経常損失(△) (百万円)



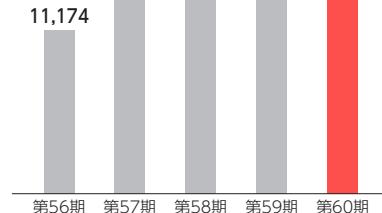
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)

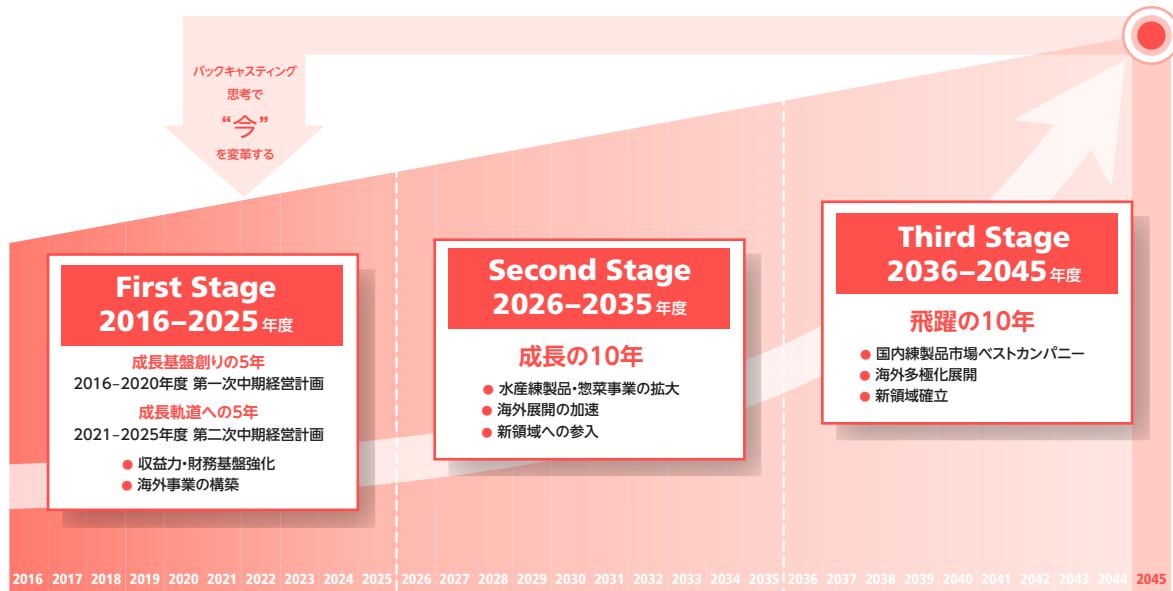


純資産額 (百万円)



(5) 対処すべき課題

当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（2045年度のありたい姿）である、「安全・安心」に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に日本の“食”で貢献するグローバル企業」「常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”的情報を発信する食品バイオ企業」「あらゆるステークホルダーの皆さんに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、2021年7月から開始した5か年の第二次中期経営計画「成長軌道への5年」において収益力、財務基盤の強化に取り組むとともに、海外事業の更なる拡大を進めています。



【経営基本方針】

「国内外のマーケットへの果敢なチャレンジを通じ、事業の成長力・収益力基盤を確立し、ファーストステージ「成長軌道」を確実に実現する。」

- ・国内マーケットは少子高齢化のもと縮小が予想されるが、商品力、生産力、販売力に磨きをかけ、競争優位性を実現しシェア拡大を目指す
- ・海外マーケットでは成長マーケットを分析し、水産練製品・惣菜事業、きのこ事業ともに拡販を推進する

【全社戦略】

上記の経営基本方針のもと、5つの重要戦略キーワードから全社戦略を設定し、戦略実行に向けた戦術・施策を策定し、実行します。

①「変革」と「創造」

持続的成長と働きがい向上のために人財投資を積極的に行うとともに、「変革」と「創造」を基軸とした考動を通じ経営環境の変化を克服します。

②「選択」と「集中」

水産練製品・惣菜事業は商品・市場・生産等の「選択」と「集中」を徹底し、魚肉たんぱく製品の強みを活かした攻めの販売施策を通じ国内において圧倒的な基盤をつくります。

③「デジタルトランスフォーメーション（DX）」

全社で「DX」の推進に取り組み、ニューノーマルでの競争優位性を確立し、事業収益の最大化を実現します。

④「新規事業」

「新規事業」への取組みは、第二次中期経営計期間中に探索を行い事業化に着手します。

⑤「アライアンス」

お取引先さまと強固かつ高品質な「アライアンス」体制を構築し、ともに環境・経済・社会等の変化に対応します。

(中期経営計画最終年度 2026年6月期数値目標)

連結売上高	:	400億円
連結営業利益	:	26億円
自己資本利益率 (ROE)	:	10%
投下資本利益率 (ROIC)	:	9%
自己資本比率	:	60%台

※収益認識に関する会計基準適用後の数値

(ご参考) サステナビリティに対する取組み

当社グループは、2021年7月よりスタートした第二次中期経営計画のベースであり、全従業員の考え方・行動の基本となる「一正蒲鉾株式会社 ESG経営宣言」を制定しています。

一正蒲鉾株式会社 ESG経営宣言（一部抜粋）

当社グループは「人生はやまびこである 正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、環境・社会の課題解決に取り組み、「持続可能な社会の実現への貢献と企業価値向上を両立する」ESG経営を推進します。

- ・人と組織を大切にします
- ・食の安全・安心と新たな価値をお届けします
- ・「海の命」「山の命」を守り、自然の「恵み」を大切に活用します
- ・地球温暖化防止に向けた取組みを進めます
- ・すべてのステークホルダーの皆さまとの協働を重視した経営を行います
- ・透明性の高い健全経営を行います

重要課題	重点テーマ
ES向上 人財育成	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい・働きがいのある職場環境 ・女性・中途採用・障がい者等の多様な人財の活躍
食の安全・安心 新たな食の 価値の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・強固な食品安全マネジメントシステムの確立 ・健康寿命の伸長 ・食の貢献領域の拡大
地球温暖化 抑制対応	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量の削減 ・生産活動における使用エネルギーの削減 ・再生可能エネルギーの活用
資源の 有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限延長 ・産業廃棄物の再利用 ・廃プラスチック排出量削減 ・サステナブルな食品開発
社内外との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーンマネジメントの強化 ・産学連携の技術研究強化

当社グループのサステナビリティ活動は、企業情報サイトでご紹介しています。
ぜひご覧ください。 (<https://corporate.ichimasa.co.jp/sustainability/>)



(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業

② 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持 分 法 適 用 会 社) PT. KML ICHIMASA FOODS	600万US\$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2024年6月30日現在)

① 当社の主要な工場及び営業所

本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地

工場：本社工場（新潟市東区津島屋）

本社第二工場（新潟市東区津島屋）

聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）

東港工場（新潟市北区白勢町）

山木戸工場（新潟市東区山木戸）

北海道工場（小樽市銭函）

関西工場（守山市古高町）

栽培センター（阿賀野市十二神）

支店：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、福岡

営業所：上記支店内及び主要都市3ヶ所

② 子会社の事業所

株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）

(8) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	776名	5名減
きのこ事業	117名	1名減
その他	35名	1名減
合計	928名	7名減

(注) 臨時従業員は、前期で757名、当期で725名であり、上記従業員数には含まれていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
893名	6名減	39.9歳	12.5年

(注) 1. 社外への出向者1名は、上記従業員数には含まれていません。

2. 臨時従業員は、前期で750名、当期で719名であり、上記従業員数には含まれていません。

(9) 主要な借入先 (2024年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	4,136百万円
株式会社みずほ銀行	840
株式会社日本政策投資銀行	814
農林中央金庫	750
株式会社東邦銀行	615
新潟県信用農業協同組合連合会	439
三井住友信託銀行株式会社	332
株式会社りそな銀行	307
日本生命保険相互会社	255

(10) 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができるとする旨を定款に規定しています。

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としています。

2. 株式に関する事項 (2024年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,590,000株 (自己株式65,088株を含む)
 (3) 株主数 18,575名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限公司ノザキ	5,699千株	30.76%
東京中小企業投資育成株式会社	1,090	5.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	553	2.98
野崎正博	523	2.82
サトウ食品株式会社	516	2.78
川口栄介	328	1.77
日本生命保険相互会社	257	1.39
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 亀田製菓口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	252	1.36
農林中央金庫	211	1.14
株式会社山忠	186	1.00

(注) 1. 持株比率は、自己株式(65,088株)を控除して計算しています。
 2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する147,000株は含まれていません。

3. 役員に関する事項（2024年6月30日現在）

（1）取締役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野　崎　正　博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
取締役副社長執行役員	滝　沢　昌　彦	経営管理本部長
取締役常務執行役員	後　藤　昌　幸	生産本部長
取締役常務執行役員	小　柳　啓　一	営業本部長
取締役常務執行役員	高　島　正　樹	経営管理副本部長兼経営企画部長
取　締　役 社外 独立	中　山　正　子	株式会社キタック代表取締役社長 株式会社BSNメディアホールディングス社外取締役
取締役（監査等委員）	高　山　佳代子	
取締役（監査等委員） 社外 独立	吉　田　至　夫	株式会社新潟クボタ代表取締役会長 第一建設工業株式会社社外取締役
取締役（監査等委員） 社外 独立	阿　部　和　人	阿部公認会計士事務所所長
取締役（監査等委員） 社外 独立	三　部　正　歳	りゅーと法律税務会計事務所所長 新潟交通株式会社社外取締役

- （注） 1. 阿部和人氏、三部正歳氏は、2023年9月28日開催の第59期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 中山正子氏、吉田至夫氏、阿部和人氏及び三部正歳氏は、社外取締役であります。当社は中山正子氏、吉田至夫氏、阿部和人氏及び三部正歳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ています。
3. 中山正子氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 吉田至夫氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 阿部和人氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 三部正歳氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 高山佳代子氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めています。
8. 当社は執行役員制度を導入しており、2024年6月30日現在における執行役員は次のとおりです。

氏名	担当
野崎正博	社長執行役員
滝沢昌彦	副社長執行役員経営管理本部長
後藤昌幸	常務執行役員生産本部長
小柳啓一	常務執行役員営業本部長
高島正樹	常務執行役員経営管理副本部長兼経営企画部長
村山徳裕	上席執行役員管理部長
酒井基行	上席執行役員北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長兼仙台支店長
中野晃	上席執行役員技術研究部長兼商品開発部長
田邊良隆	執行役員eコマース推進部長
小森道夫	執行役員ESG推進部長
竹内淳一	執行役員営業推進部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役）5名と責任限定契約任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する最低限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が業務に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

- ・取締役の報酬等は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しています。

業務執行取締役の報酬等は、イ.固定報酬としての基本報酬、ロ.短期の業績連動報酬としての賞与、ハ.中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しています。

イ.基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しています。

ロ.賞与は、金銭で支給するもので、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE・CO₂排出量の目標達成状況に応じて変動することとし、毎年9月の支給とされています。

ハ.株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、ポイントを毎年付与し、退任時までに付与されたポイントを合計した数に応じた数の当社株式について、退任後に給付を受けることとしています。

- ・いずれの報酬も独立社外役員会に諮問し答申を得るものとし、取締役会で決定することとしています。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外役員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。
- ・非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給とされています。
- ・取締役について退職慰労金の制度はありません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・取締役の報酬等については、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）と取締役（監査等委員である取締役）を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）、取締役（監査等委員である取締役）は年額40百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、取締役（監査等委員である取締役）は4名（うち、社外取締役3名）です。

- ・また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役）以外の業務執行取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託」を導入すること、及びその3事業年度当たりのポイント数の合計は96,000ポイントを上限とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役以外の取締役（非業務執行取締役を除く。）は6名です。
- ・2015年8月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決定していますが、2015年9月17日開催の第51期定時株主総会において、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内におきまして打ち切り支給することを決議しています。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・当社は、取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役で構成される独立社外役員会を設置し、取締役の報酬制度構築・改定及び報酬内容等にかかる審議を行っており、取締役会は当該答申を承認のうえ決定することとしています。
- ・業務執行取締役の基本報酬は、代表取締役社長執行役員が各業務執行取締役の担当職務、貢献度等を総合的に勘案したうえで役位及び同一役位内の等級を諮問し、賞与・株式報酬は、それぞれの決定方法による適用支給月数・業績係数を諮問し、いずれも株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会において当該答申の承認を経て、業務執行取締役の個人別の基本報酬の額及び取締役評価に基づいた賞与の評価配分を代表取締役社長執行役員野崎正博に再一任しています。これらの権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の部門業績と個人別評価を行うには、代表取締役社長執行役員が最も適しているからです。
- ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外役員会に原案を諮問し答申を得ています。
- ・取締役（監査等委員である取締役）の基本報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しています。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） (うち社外取締役)	129,825 (3,600)	102,000 (3,600)	13,425 (—)	14,400 (—)	6 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	22,050 (11,400)	22,050 (11,400)	—	—	6 (5)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
 2. 上記には、2023年9月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

- 当社は、短期の業績連動報酬として賞与を支給していますが、賞与算定のための取締役評価制度において、代表取締役社長執行役員及び取締役副社長執行役員は全社業績のみで評価し、その他の業務執行取締役は全社・部門業績と個人別評価により評価しています。
- 全社業績評価に当たって、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE・CO₂排出量を評価指標としており、2024年6月期の目標・実績及び選定理由は次のとおりです。

評価指標	目標	実績	選定理由
連結売上高	378億円	344.8億円	企業成長性指標
連結営業利益	13億円	12.7億円	企業収益性指標
連結ROE	6.5%	6.8%	株主収益性指標
CO ₂ 排出量	42,991t以下	35,126t	サステナビリティ指標

- ・賞与は、取締役評価により各業務執行取締役の適用支給月数を決定し、次の式で算定しています。

賞与=各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基本報酬×各適用支給月数

※各適用支給月数は、従業員の最近事業年度の賞与支給月数実績を中心評価におき、各業務執行取締役の取締役評価に基づき、その概ね30%～160%程度の範囲で適用しています。

- ・業績連動報酬は、職責に応じた成果・業績に対して処遇するものであり、高い役位者に対してより高い成果・業績責任を求める支給割合になっており、業務執行取締役である役付執行役員の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は概ね6.5～7.0対3.5～3.0程度、業務執行取締役である執行役員の支給割合は概ね7.5対2.5程度となっています。

⑥ 非金銭報酬等の内容

- ・当社は、中長期の業績連動報酬として「株式給付信託」の制度による株式報酬を採用しており、単年度の株式報酬は、次の式で算定しています。

株式報酬ポイント=各業務執行取締役である執行役員の役位別・等級別基準ポイント
×業績係数

※業績係数は、中長期的な企業の収益基盤指標と考えられる連結売上高営業利益率の実績水準により1.0倍～1.3倍の範囲で適用しています。

- ・2024年6月期の連結売上高営業利益率の実績値は3.7%であり、該当ランクの倍率を適用します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役中山正子氏は、株式会社キタックの代表取締役社長及び株式会社BSNメディアホールディングスの社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役会長及び第一建設工業株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）阿部和人氏は、阿部公認会計士事務所所長を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）三部正歳氏は、りゅーと法律税務会計事務所所長及び新潟交通株式会社の社外取締役を兼任していますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	中山 正子	取締役会： 11回/12回 (91.7%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。
取締役 (監査等委員)	吉田 至夫	取締役会： 11回/12回 (91.7%) 監査等委員会： 12回/13回 (92.3%)	主に企業経営に関する幅広い知見を活かし、経営・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	阿部 和人	取締役会： 10回/10回 (100%) 監査等委員会： 10回/10回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地と高い見識に基づき、財務・会計に関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。
取締役 (監査等委員)	三部 正歳	取締役会： 10回/10回 (100%) 監査等委員会： 10回/10回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地と高い見識に基づき、法務・リスクマネジメントに関する発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしています。また、監査等委員会では取締役の職務の執行について監査しました。

(注) 阿部和人氏、三部正歳氏の取締役会及び監査等委員会出席回数は、2023年9月28日の就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会のみを対象としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,851,379	流動負債	8,425,963
現金及び預金	3,222,319	支払手形及び買掛金	1,949,276
売掛金	3,841,001	1年内返済予定の長期借入金	2,236,296
商品及び製品	971,521	1年内償還予定の社債	100,000
仕掛け品	597,947	リース債務	164,355
原材料及び貯蔵品	2,080,857	未払金及び未払費用	2,954,162
その他の	178,943	賞与引当金	85,959
貸倒引当金	△41,210	役員賞与引当金	25,668
固定資産	20,541,503	未払法人税等	245,478
有形固定資産	17,642,909	その他の	664,767
建物及び構築物	7,190,165	固定負債	8,462,499
機械装置及び運搬具	5,181,371	長期借入金	6,255,285
工具、器具及び備品	197,010	リース債務	1,481,680
土地	3,179,344	役員退職慰労引当金	42,675
リース資産	1,597,393	役員株式給付引当金	133,434
建設仮勘定	297,623	繰延税金負債	205,067
無形固定資産	354,260	その他の	344,357
投資その他の資産	2,544,333	負債合計	16,888,463
投資有価証券	2,103,756	純資産の部	
繰延税金資産	87,223	株主資本	13,341,323
その他の	377,854	資本金	940,000
貸倒引当金	△24,500	資本剰余金	650,000
資産合計	31,392,883	利益剰余金	11,917,459
		自己株式	△166,135
		その他の包括利益累計額	1,163,096
		その他有価証券評価差額金	1,112,416
		為替換算調整勘定	50,679
		純資産合計	14,504,420
		負債・純資産合計	31,392,883

連結損益計算書

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上原価	34,487,406
売上総利	27,361,845
販売費及び一般管理費	7,125,560
営業外収益	5,854,314
受取配当金	1,271,246
受取手数料	
受取電気料金	
売却益	
雜業外費用	124,457
支払利息	
支払手数料	
減価償却	
倒引当金	
持分法による損益	
雜経常利益	148,228
特別利益	1,247,475
固定資産売却益	
投資有価証券売却益	170,807
特別損失	
固定資産除却損	10,492
固定資産売却損	1,288
減損損失	3,842
税金等調整前当期純利益	15,624
法人税、住民税及び事業税額	1,402,658
法人税等調整額	260,209
当期純利益	184,970
親会社株主に帰属する当期純利益	957,478
	957,478

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,648,619	流動負債	8,338,010
現金及び預金	3,060,471	買掛金	1,949,276
売掛金	3,797,571	1年内返済予定の長期借入金	2,236,296
商品及び製品	974,411	1年内償還予定の社債	100,000
仕掛け	599,727	一時預金	129,303
原材料及び貯蔵品	2,078,335	未払法人税	1,896,607
前払費用	67,583	未払法人税引当金	288,686
未収入金	50,650	未払法人税引当金	222,184
その他	60,844	未払法人税引当金	153,554
貸倒引当	△40,975	未払法人税引当金	82,936
固定資産	19,966,236	未払法人税引当金	24,600
有形固定資産	17,170,322	未払法人税引当金	18,370
建構築物	6,842,047	未払法人税引当金	746,997
機械及び装置	336,617	未払法人税引当金	489,198
車両運搬工具	5,145,674	未払法人税引当金	6,255,285
器具、器具及び備品	32,219	未払法人税引当金	1,366,341
土地	189,997	未払法人税引当金	133,434
一時仮勘定	2,860,113	未払法人税引当金	316,124
建物	1,466,029	未払法人税引当金	14,044
設備	297,623	未払法人税引当金	205,067
無形固定資産	334,653	未払法人税引当金	16,628,306
借地権	206,735	純資産の部	
電話加入権	14,430	株主資本	12,874,132
リースの権利	23,968	資本剰余金	940,000
その他	89,518	益剰余金	650,000
投資その他の資産	2,461,260	その他	650,000
投資有価証券	1,930,786	の製品別	11,450,268
関係会社株式	242,479	特公海外市場	190,095
出資	290	固定資産圧縮積立	170,000
長期前払費用	77,652	別途積立	24,143
敷金及び保証金	41,666	繰越利益	10,000
会員費	25,152	自己株式	35,670
保険積立	167,734	評価・換算差額等	54,706
貸倒引当	△24,500	その他有価証券評価差額金	1,386,000
資産合計	30,614,855	純資産合計	9,579,652
		負債・純資産合計	△166,135
			1,112,416
			1,112,416
			13,986,548
			30,614,855

損益計算書

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目					金額
売上高	原価	利	益		34,095,393
売上総		利	益		27,156,649
販売費及び一般管理費					6,938,743
営業外収益					5,786,840
営業外取引		利息	息料		1,151,903
受取配当	貸数				
受取賃手数					341
受取手数					184,900
受取電気料金					42,376
売電料金					39,901
雜費	収入				17,292
業外費用					25,515
支払利息					
減価償却					310,327
支払手数料					
貸与資産減価償却					58,341
貸倒引当金繰入					10,788
支払地代					9,500
雜経常利益					18,616
特別利益					23,188
固定資産売却益					35,760
投資有価証券売却益					962
特別損失					
固定資産除却損					157,157
固定資産売却損					
減税引前当期純利益					1,305,072
法人税、住民税及び事業税					
法人税等調整額					147,434
当期純利益					

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月13日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤康宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月13日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤康宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月20日

一正蒲鉾株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	高山 佳代子	印
監査等委員	吉田 至夫	印
監査等委員	阿部 和人	印
監査等委員	三部 正歳	印

(注) 監査等委員吉田至夫氏、阿部和人氏及び三部正歳氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

新潟市東区津島屋七丁目77番地 本社2階会議室 ☎ 025(270)7111

※会場にご来場される株主さままでご配慮が必要な方は、2024年9月13日（金）までに、上記の電話番号までご連絡ください。



交通アクセス



車を利用しての方

※車にてご来場される方は、「正門」をご利用ください。



路線バスを利用しての方

※「新潟駅前」より「津島屋七丁目南」下車(約30分)
E 42 大形線 津島屋ゆき
E 31 河渡線 下山スポーツセンターゆき

一正蒲鉾株式会社

〒950-8735

新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地

UD FONT
by MORISAWA



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

環境保全のため、FSC®認証紙を使用して
印刷しています。